政令第二百十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第一項及び第三項、第二十四条の三第四項（同法第二十四条の四第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の七の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第三項第二号中「陸上自衛官又は」を削る。

第十二条第三項中「落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、」を「その行う落下傘降下作業に携行する装備品の種類を考慮して防衛大臣が定める落下傘隊員にあつては、その行う落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣が定めるところにより百分の三十・二五又は」に改め、同条第五項中「百分の三十三（その従事し又は技能を修得する」を「、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する」に、「百分の十六・五）を」を「その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三又は百分の十二・三七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十三を、それぞれ」に改める。

第十七条の十一の見出し中「支給方法」を「支給」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「支給方法」を「支給」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　月の初日から末日までの間において予備自衛官が引き続き自衛官となつた場合又は自衛官が引き続き予備自衛官となつた場合において支給すべき予備自衛官手当の額は、その月の日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

第十七条の十二第一項第一号中「災害招集」の下に「（以下この条において「防衛招集等」という。）」を加え、同項第二号中「防衛招集、国民保護等招集又は災害招集」を「防衛招集等」に改め、同条第二項中「すでに支給した分の翌月分以降」を「既に支給した分の翌月分以降」に改め、同項ただし書中「因る」を「よる」に改め、「含む。）」の下に「又は防衛招集等に応じた場合」を加え、「すでに」を「既に」に、「因り」を「より」に改め、「日」の下に「又は防衛招集等に応じた日」を加える。

第十七条の十三の見出し中「支給方法等」を「支給等」に改め、同条中「第二十四条の三第四項第二号」と、」の下に「同項第一号中」を加え、「国民保護等招集」を削る。

別表第五国際緊急援助等手当の項中「七千五百円」の下に「を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額」を加え、「及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、」を「及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては」に改め、「百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額」の下に「、当該業務（自衛隊法第八十四条の三第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第十二条第五項、第十七条の十二（第十七条の十三において準用する場合を含む。）及び別表第五国際緊急援助等手当の項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

防衛大臣　中谷　元

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第三十号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のとおり改正する。

第四条見出し中「並びに企画官」を削り、同条第一項中「並びに企画官一人」を削り、同条中第六項を削る。

第八条第八項中「二十六人」を「二十八人」に改める。

附則第三項を削る。

附則第四項中「一人」を「二人」に改め、同項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十一号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第三条第四項の規定に基づき、食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品安全委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会事務局組織規則（平成十五年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第三条中「事項に関する食品健康影響評価に関する事務（他課の所掌に属するものを除く。）」を「事務」に改め、同条各号を次のように改める。

一　次に掲げる事項に関する食品健康影響評価に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

イ　食品添加物に関する事項

ロ　農薬に関する事項

ハ　器具及び容器包装に関する事項

ニ　化学物質及び汚染物質に関する事項

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因又は状態（次条第八号において「危害要因等」という。）であって化学的なものに関する事項

二　食品安全基本法第二十三条第一項第六号に規定する科学的調査及び研究に関すること。

第四条中「属するもの」の下に「並びに前条第二号に掲げる事務」を加える。

第五条中「属するもの」の下に「及び第三条第二号に掲げる事務」を加える。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三